

(4) 業種別の届出排出量・移動量

業種別の届出排出量・移動量は図1のとおりです。

図1. 業種別の届出排出量・移動量の推移

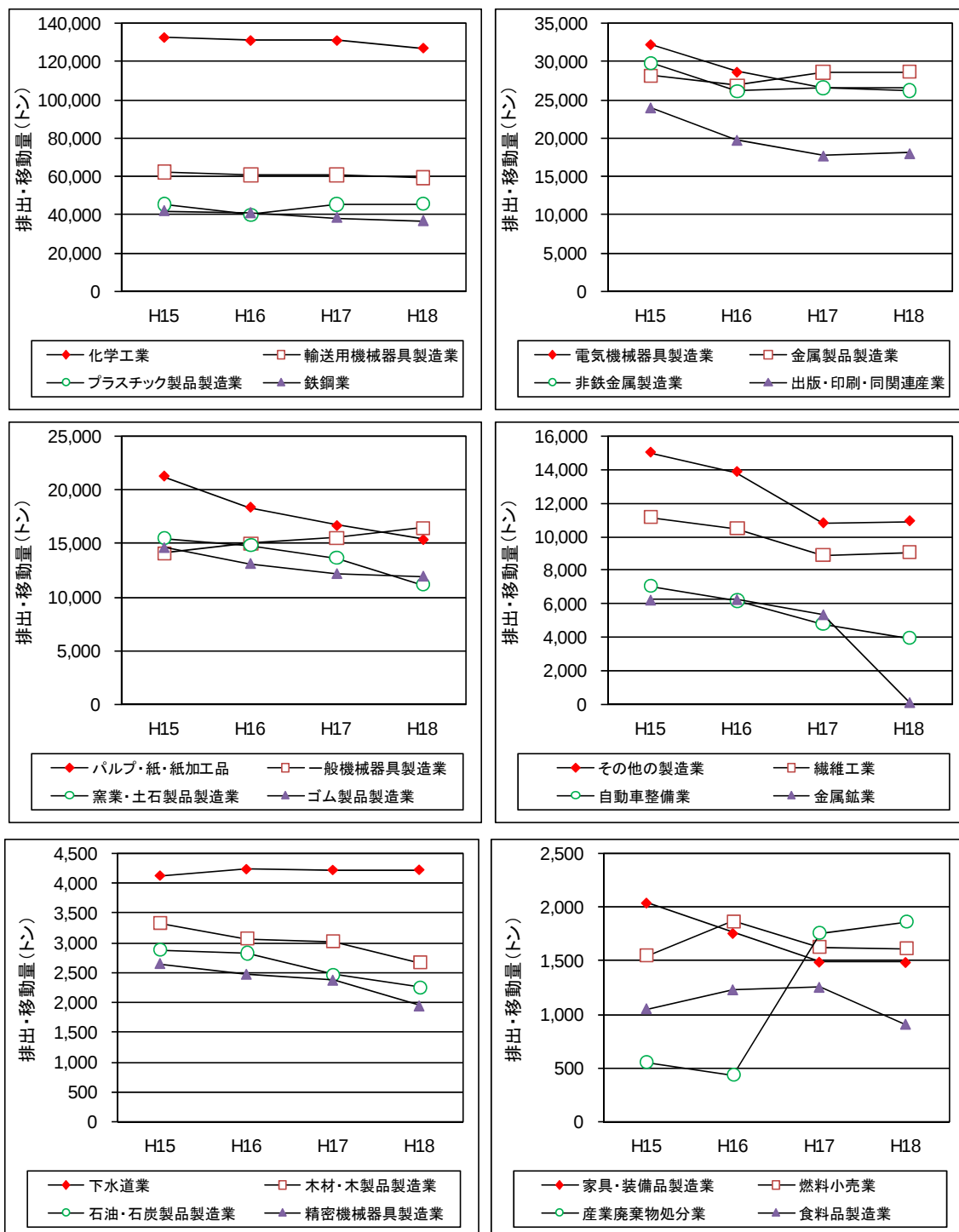
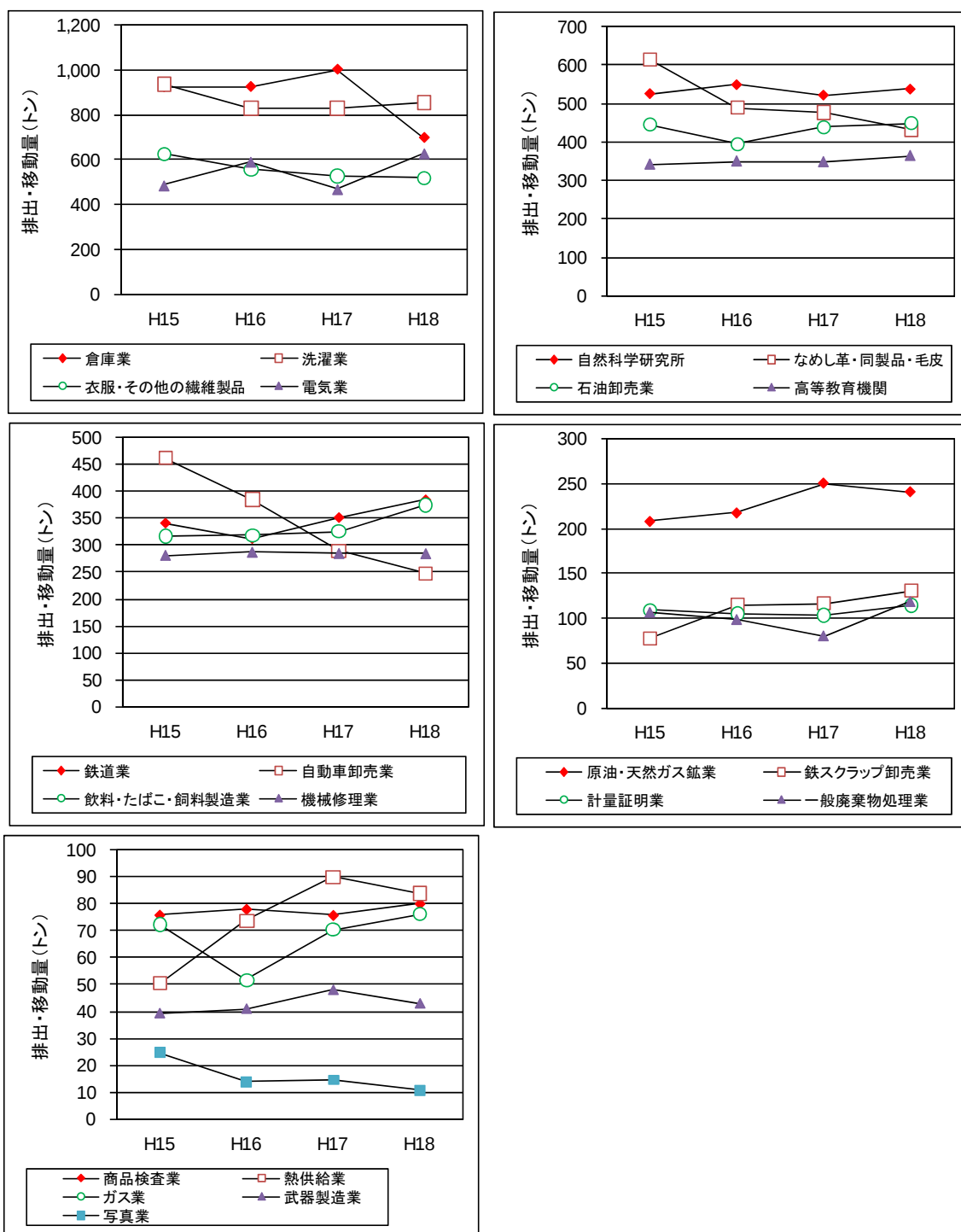


図1. 業種別の届出排出量・移動量の推移(続き)



(5) 特定第一種指定化学物質の排出量・移動量

特定第一種指定化学物質の物質別・排出先別の届出排出量・移動量は図2のとおりです。

図2. 特定第一種指定化学物質の排出先別の届出排出量・移動量の推移

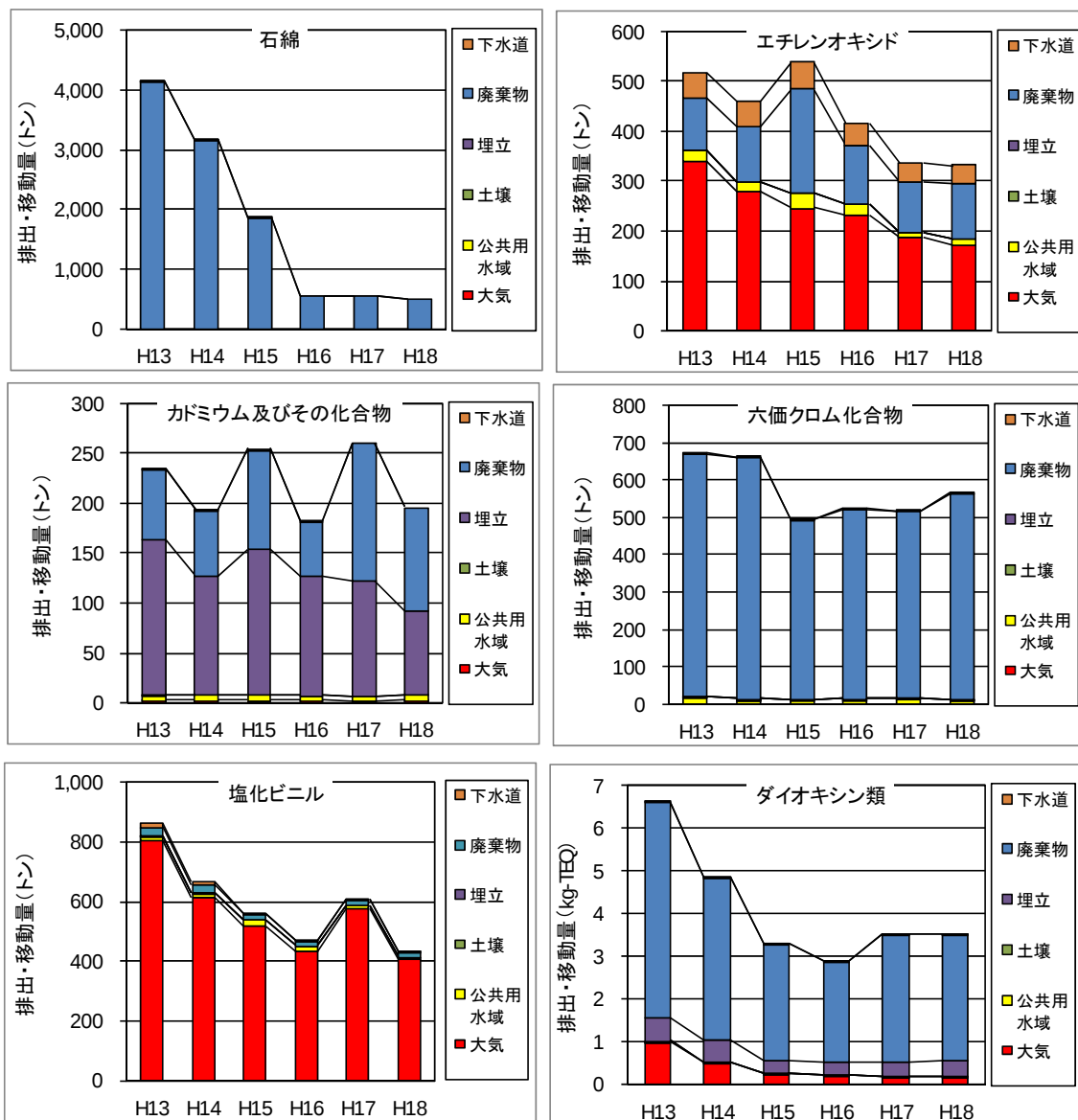
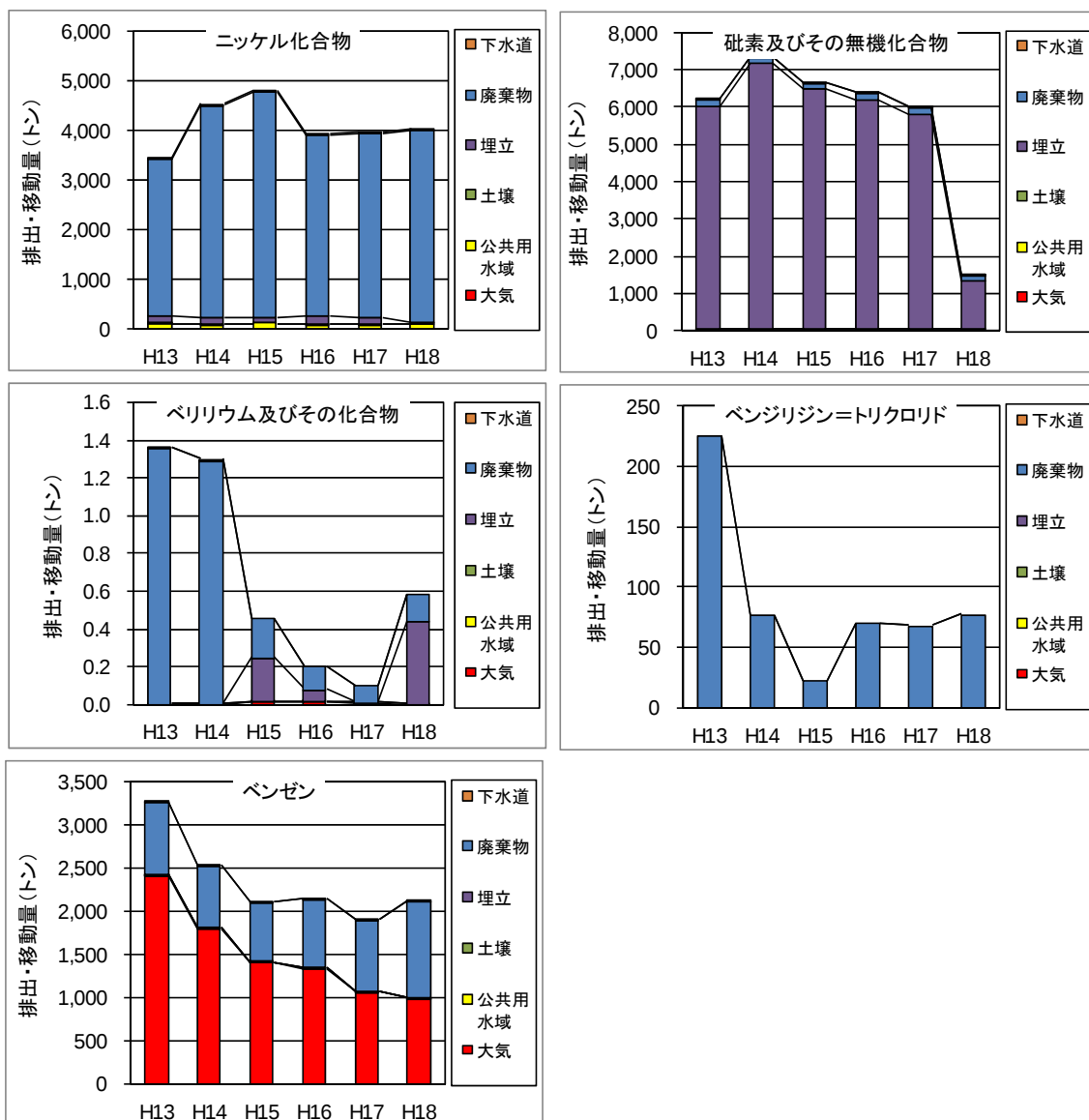


図2. 平成18年度及び前年度までの特定第一種指定化学物質の排出量・移動量(続き)



(参考) 用語の解説

- ・ 届出排出量：事業者が自ら把握して国に届出した排出量のこと。大気、公共用水域、土壌、事業所内への埋立処分の 4 つの区分がある。
- ・ 届出移動量：事業者が自ら把握して国に届出した移動量のこと。事業所外への廃棄物、下水道の 2 つの区分がある。
- ・ 公共用水域：河川、湖沼、港湾、沿岸地域など、公共の用に供される水域のこと。
- ・ 届出外排出量：事業者による届出が義務付けられていない分野からの排出量のこと。国が推計することとされており、①対象業種からの届出外排出量、②非対象業種からの排出量、③家庭からの排出量、④移動体からの排出量の 4 つの区分がある。
- ・ 集計と推計：「集計」とは、事業者からの届出データを化学物質別、都道府県別、業種別、従業員数別に集計すること。「推計」とは、届出データ以外の排出源からの環境への排出について、既存の統計資料や実測データを用いて環境中へ排出される割合を算定し、届出外排出量として推計すること。
- ・ 対象業種からの届出外排出量：届出対象業種を営む事業者のうち、従業員数(21 人以上)、取扱量(年間 1 トン以上)などの要件を満たさない事業者からの排出量のこと。
- ・ 非対象業種からの排出量：農業や建設業など、届出の対象となっていない業種を営む事業者からの排出量のこと。
- ・ 家庭からの排出量：一般家庭における殺虫剤、洗剤などの家庭用製品の使用に伴う排出量のこと。
- ・ 移動体からの排出量：自動車、二輪車、特殊自動車、船舶、鉄道車両、航空機など、移動体の運行に伴う排出量のこと。
- ・ 特定第一種指定化学物質：PRTR 届出対象である第一種指定化学物質のうち、発がん性の有する 12 物質のこと。事業者の取扱量要件が 1 トン→0.5 トン、製品の要件として、含有率が 1 %以上→0.1%以上、にそれぞれ引き下げられている。